

令和5年度 第2回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和5年7月6日(木)午後2時～午後2時45分

場所 あわぎんホール4階会議室3・4

2 出席者

(公益委員)段野委員 稲倉委員 撫養委員 端村委員 米澤委員

(労側委員)川口委員 山本委員 賀川委員 三木委員 辰巳委員

(使側委員)中村委員 五島委員 天野委員 藍原委員

3 議題

- (1) 徳島県最低賃金改正諮問、特定最低賃金改正の必要性諮問
- (2) 専門部会(県最賃及び各特定最賃)の設置と委員推薦公示
- (3) あり方検討小委員会の審議結果報告
- (4) 今後の審議日程について

4 議事

定刻になりましたので、令和5年度第2回徳島地方最低賃金審議会を開会します。
段野会長、議事の進行をお願いいたします。

段野会長

それでは、皆様よろしく申し上げます。

事務局は、本日の委員の出席状況、公開の状況について報告してください。

事務局(室長)

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の10名以上、又は公労使委員の各2名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、10名以上の方が出席しており、審議会は成立していることを報告します。

公開の状況ですが、6名の方が傍聴されております。

傍聴の方は、傍聴の注意事項を守っていただくよう申し上げます。

以上です。

段野会長

それでは、議事を進行します。

お手元の次第により進めさせていただきます。

議題1について、事務局から諮問をお願いします。

事務局(室長)

それでは、諮問文を竹中局長から段野会長にお渡し致します。

局長よろしくお願ひします。

それでは、諮問にあたり、局長より挨拶をお願ひします。

竹中局長

只今、徳島県最低賃金の改正決定について、並びに各特定最低賃金改正の必要性について諮問させていただきました。

今後、本審議会においてご議論いただくにあたり私から一言挨拶させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、大変暑さも厳しくなっておりますが、当審議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃から労働行政の運営につきまして格段のご理解、ご支援を頂いておりますことに、この場をお借りして、感謝申し上げます。

昨年の徳島県最低賃金の審議においては、目安プラス1円の引上げ額にて4年ぶりとなる、全会一致での答申をいただきました。全会一致での答申は、労使双方にとって、また、全国の審議状況から見ても大変好印象を残す結果となりました。改めて皆さま方に感謝申し上げます。

中央ではさる6月30日に第66回中央最低賃金審議会が開催され、地域別最低賃金金額改定の目安諮問が行われました。その後、引き続き目安に関する小委員会が開催され、目安額の審議が行われているところです。

委員の皆様方には、最低賃金に関する政府方針も踏まえつつ、徳島の地域における経済状況など諸般の事情をご勘案のうえ、昨年同様、全会一致により10月1日発効日を目指して、ご審議をいただきますようお願いいたします。

本年度、徳島労働局の重点施策の三本柱のひとつとして、政府の方針を踏まえて、構造的な賃上げを目指すことを掲げております。賃金引上げに向けた支援の推進につきましては、最低賃金制度の適切な運営があつてこそその取り組みであると考えております。そうすると、この場でのご議論は大変重要なものとなっております。

本審議会において、公労使三者のご協力の下、納得感のある結論が得られるようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

段野会長

ありがとうございました。

事務局は、出席の皆さまに分かるよう、徳島県最低賃金の諮問の本文を読み上げてください。特定最賃については一つだけで結構です。

事務局（室長補佐）

それでは徳島県最低賃金にかかる諮問文を読み上げさせていただきます。

徳島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

続きまして特定最賃について、造作材等にかかる諮問文を読み上げさせていただきます。

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和5年6月23日付けをもって、申出代表者全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟徳島県支部支部長小合弘人から、最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

段野会長

では、事務局は、諮問の経過、資料の説明をお願いします。

事務局(室長)

それでは、徳島県最低賃金の改正決定に係る諮問から説明させていただきます。

昨年の全国の改正状況については、最低賃金決定要覧の19ページをご覧ください。全都道府県で改正決定されております。

地域別最低賃金については、昭和53年から全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対し金額改定のための目安を示しており、地方最低賃金審議会では、この目安を参考に、地域の実情を勘案して、最低賃金の改正審議を行います。

別途配布3の資料をご覧ください。6月30日に中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安諮問が行われました。

この目安諮問を受け、徳島においても徳島県最低賃金の改正諮問をしております。

中央最低賃金審議会への諮問文は、別途配布3の資料の4枚目です。諮問文の後ろには、政府方針の説明資料があります。

次に、特定最低賃金改正の必要性諮問について説明します。現在徳島県内では3つの製造業に特定最低賃金が設定されています。資料番号2、5ページ以降をご覧ください。6月に行われた改正の申し出をまとめています。申し出は、造作材、一般機械、電気機械の3つの特定最賃全てでありました。この3つの特定最賃は、3月に改正の意向表明が行われています。

3業種とも、公正競争ケースでの申し出になります。この場合、申出要件は、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意があることとなっております。

各申出は要件を満たしていることを事務局で確認しております。5ページの申出労働者数の占める割合が33パーセントを超えていることをご確認ください。

この改正申し出を受け、特定最低賃金の改正の必要性があるかどうかについて、ご意見をいただくよう諮問を行っております。

次の資料になります。資料番号3、7ページ以降ですが、第1回本審において配布したものと同じになります。昨年の改正状況、四国の状況、地域別最低賃金と特定最低賃金の状況になります。

続きまして、資料番号4、10ページ以降の経済指標、経済情勢について説明いたします。

10ページの表は、内閣府が発表している月例経済報告、日銀高松支店徳島事務所が発表している徳島県金融経済概況、徳島経済研究所が発表している徳島経済レポートの基調判断部分をまとめたものです。全国の景況判断として、月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復して

いる。」となっています。徳島県金融経済概況は、「県内の景気は、緩やかに持ち直している。」となっています。徳島経済レポートでは「総じて持ち直し傾向にある。」となっています。13ページ以降に、それぞれの出典元を添付しています。

それぞれの出典元をめぐっていただき、その次の資料をご覧ください。ページで言いますと40ページになります。

次の資料は徳島労働局が発表しています職業安定業務統計速報になります。5月の有効求人倍率が1.22倍、前月比0.03ポイント下回っております。次のページの6.に県内の雇用失業情勢があります。「求人は持ち直しの動きが緩やかになっている。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。」となっております。前月と比べると、コロナの影響に関する文言がなくなっております。

次の資料に移ります。3枚めぐっていただきまして、47ページです。

倒産情報になります。47ページが、帝国データバンクが発表している県内の倒産情報で、48ページが、東京商工リサーチが発表している県内の倒産状況となります。いずれも第1回本審で配布したものから更新はありません。

次の資料は49ページ、今年の春闘結果を賃金室で取りまとめたものです。

第1回本審でも配布しておりますが、前回と違う点として、連合の6月5日集計分、経団連の中小企業調査部分を追加しています。連合の合計値で10,807円、3.66%、経団連の中小の総平均で、7,864円、2.94%の引き上げとなっております。

なお、本日の資料にはありませんが、連合の最終集計が7/5に発表されております。

諮問に係る経過と経済、雇用情勢の資料説明は以上となります。

段野会長

只今の事務局の資料、説明等について、皆様いかがでしょうか。

全般的に何かご意見がありましたらお願いいたします。

なければ、労側委員、使側委員から本年度の審議にかかる基本的な取り組み方針など、ございましたら発言いただきたいのですが。

まず、労側委員から、本年度の審議についてのご意見等ございますでしょうか。

川口委員

川口です。

只今の資料、説明にもありましたが、昨日、連合の春季生活闘争の結果が出ておりまして、3.58%、300人未満の中小組合で3.23%の10,560円と30年ぶりの高水準となっております。徳島県内においても3.7%の水準となっております。それぞれの労組の交渉を踏まえた結果、労使の判断であります。しかしながら、ご存じのように物価は上がり続けております。

今年の最低賃金については、徳島にふさわしい金額となるよう審議を尽くしてまいりたいと思います。

段野会長

使側委員は、いかがでしょうか。

中村委員

脇田委員に代わりまして、使用者側を代表して述べさせていただきます。

今年は大変厳しい審議となる気がしております。これまでを振り返ってみますと、徳島県最低賃金は2016年以降、コロナが本格的になった2020年を除き毎年3%以上アップしてきております。資料にもありましたとおり、影響率も令和4年度で16.43%に達している状況であります。今年状況といたしまして、先ほど報告がありましたとおり、景況判断は持ち直し方向にあるといわれておりますが、一方の資料では、県内の倒産件数はここ3年のうちで最も多い状況です。春闘の結果もありましたが、平均3.66%ということで、これも3%台が30年ぶりと聞いております。

すさまじい上昇率でありまして、使用者側としましては、4月と10月の年2回賃上げがあるという、大変厳しい状況でございます。経営者からも今年はどうなるのか、という声がたくさん聞こえてきます。

また、ランク分けは、CランクからBになったという変更です。地域間格差を是正するということですが、徳島は昨年まではCランクの一番下でしたので、Bランクに上がってどれだけ目安額が上がるのかと戦々恐々としている状況です。

しかしながらこの物価高騰、エネルギー高騰の中で、従業員の生活を守るということも使用者の使命と承知しております。また、他にも使用者として求められることがたくさんあります。生産性向上、価格の転嫁、下請け取引の適正化などです。

政府から税制改革もたくさん出ておりますが、やはり年収の壁というのがあります、この課題についてはずっと触れさせていただいて、昨年度、付帯決議にも入れさせていただきました。政府も動いてこれから変わろうとしているところですが、今の政府の方針を見ておりますと、なかなか抜本的な改革に至っていないのが現状です。この壁をなくす抜本的な改革が必要で、これが所得の底上げにつながってくるのではないかというふうに感じております。

労働者にとっても、使用者にとっても、好循環を生み出すために、強力に推し進めることのできる支援を使用者としては求めているところです。大変厳しい状況が続いていますが、今の徳島の実態に合った、慎重な、前向きな審議ができればと思っております。

段野会長

ありがとうございました。

それでは、議題2に移りたいと思います。

徳島県最低賃金の改正審議については、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会を設置して審議を進めること、特定最低賃金の改正の必要性審議については、最低賃金法第25条第1項に基づき、特定最賃の専門部会を設置して審議を進めることとさせていただきたいと思いません。

皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし確認)

ありがとうございます。

事務局は専門部会の設置について説明をお願いします。

事務局（室長）

専門部会の設置について説明させていただきます。

専門部会の委員定数は、最低賃金審議会令第6条により、9名以内と定められています。また、最低賃金法第25条第3項により、公労使同数で組織するとなっております。

公益委員については、先に開催しました公益委員会議において県最賃専門部会は段野委員、稲倉委員、撫養委員の構成に決まっております。今年はオブザーバー委員はなしでご確認いただいております。

特定最賃専門部会については造作材が撫養委員、段野委員、米澤委員、一般機械が撫養委員、端村委員、米澤委員、電気機械が端村委員、段野委員、稲倉委員の構成に決まっております。

専門部会の労使委員を本日付けで推薦公示させていただきます。労使団体からの推薦状とご本人の承諾書および履歴書を添えて、県最賃は7月20日木曜日までに、特定最賃は7月27日木曜日までに事務局あて提出いただきますようお願いいたします。

また、推薦公示のほかに、意見聴取の公示を行います。最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項に基づき、最低賃金の改正に関して、関係労働者、関係使用者からの意見聴取の公示を本日併せて行います。

段野会長

只今の説明について、皆様よろしいでしょうか。

続きまして議題3に進みます。

事務局は資料説明をお願いします。

事務局（室長）

資料番号は5、50ページになります。50ページは6月15日に開催されました徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会の議事要旨になります。小委員会での確認項目について報告します。

1番目は、徳島県最低賃金の審議日程です。審議日程は議題4で説明します。

2番目は、専門部会の公開についてです。昨年まで専門部会を公開しておりませんでした。今年度の第1回県最賃専門部会を公開することを想定し、昨年、運営規程を改正しています。昨年の経緯も踏まえ、今年はず、第1回県最賃専門部会の公開を確実に行うことが確認されました。

3番目は、議事録の記載方法についてです。本件は事務局からの提案になります。従来の議事録は書き方が逐次的である、話し言葉になっているなど、必ずしも文章として読みやすくまとまっているとは言えないと考え、発言をそのまま文字起こしするのではなく趣旨を的確にまとめる、口語体を文語体に改めるなど、記載方法の改善を図る提案です。発言趣旨と異なる記載とならないよう、事務局が作成した議事録案を委員にメールで送信し、内容を確認していただいた後確定することとします。本件の内容はあり方検でも概ね確認されましたが、改めて本審委員のご意見も伺うこととなりました。

4番目は、造作材の必要性審議についてです。昨年と同様、合同専門部会とは別に単独で専門部会を開催し、造作材についての必要性審議を行う方針です。

5番目は、実地視察の詳細についてです。今年の対象業種を特定最賃の一般機械とすることが確認されました。実施予定時期は特定最賃の審議前の9月から10月、参加委員は、一般機械の専門委員、または、本審委員になろうかと考えております。日程、訪問先が決まり次第ご連絡します。なお、前回の本審で、実地視察は審議会の活動の一つとして行い、委員が地域や業種の実態を見るために実施すること、事業場への立ち入りを伴う性質上、非公開の取り扱いとすることが適当であると確認されています。また、実地視察の項目や質問事項について、事前に意見をいただくこととしております。

6番目は、付帯決議の検討についてです。審議会でのご発言も含め、本審委員のご意見を集約して事務局が作成した案について、本審委員にご検討いただきます。答申日に間に合うよう準備を進めたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

7番目は、労働団体からの要請書の取扱いについてです。最低賃金に関する要請書を第3回本審の資料に入れることが確認されました。

8番目は、審議会の申し合わせ事項についてです。資料番号5のうち3点目の資料、53ページとなります。審議会を開催する中で、慣例としている事項について、予めまとめておくことで、漏れのない、かつ速やかな審議につながるものと考え、お示ししたものです。本日の審議会で、確認いただければ、と考えております。

この資料ですが、実際の運用は異なっている点がありますので、補足説明させていただきます。

1の項目ですが、県最賃の場合は、専門部会の直後に本審を開催することが決めてありますので、全会一致となった場合でも、部会報告を行い、本審で答申を行うことが実際の運用となっております。特定最賃の専門部会の場合は、直後に本審を開催しませんので、全会一致となった場合、専門部会報告から答申まで専門部会で行いますので、この申し合わせと同じ運用となっております。

2の項目ですが、合同専門部会を本審と連続して開催することで審議の効率化を図っております。今回造作材は独立審議となってしまうのですが、事情があって申し合わせとは異なる場合もある、ということです。

また、その下ですが、必要性の諮問を行うのは第2回本審としております。確かに今年度は第2回に必要性諮問をしておりますが、今後も第2回本審に必要性審議を行うか決まっておりますので、この部分は必要性審議を行う審議会に間に合うように申し出を行う、という内容に修正が必要になるかと考えております。申し出に関しても労働者団体しか入れておりませんが、この部分も、関係労使団体という記載に修正する必要があると考えております。

この資料は、小委員会の報告ですので今回はこのまま提出しております。

あり方検討小委員会での確認項目の報告は以上になります。

段野会長

それでは、あり方検において検討した事項を確認します。8項目ありますのでひとつずつ確認させていただきます。

一つ目の審議日程は次の議題4で確認します。

二つ目、専門部会の公開について、今年は県最賃専門部会の第1回のみを公開することとしております。2回目以降は具体的な金額提示に基づく審議が想定され、率直な意見交換を行う必要があること、また、公労、公使、労使それぞれで話をする場面が随時入ります。

専門部会の2回目以降は従来どおり非公開、また議事録についても非公開とし、議事要旨のみ公開とすることによろしいでしょうか。

(意義なし)

ありがとうございました。

三つ目になります。議事録については、事務局から先ほどの説明内容を取りまとめたものを各委員あて送付して意見を集約し、それに基づき事務局で記載方法を考えていただければ良いと考えます。

皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

四つ目、造作材の必要性審議について、昨年と同様、造作材の関係労使を代表する委員が入った専門部会を、合同専門部会とは別に単独で開催し、議論するということになります。よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局は専門部会委員が決まり次第、日程調整をお願いします。

五つ目、実地視察について、今年の対象業種は一般機械となります。本審または一般機械の専門部会の委員の参加をお願いします。事務局は実施に向けた調整及び委員への連絡をお願いします。

六つ目、付帯決議の件になります。昨年は県最賃の答申後、かなり時間が経過してからの検討となりました。今年も付帯決議が必要なのかどうか現時点ではわかりませんが、必要となる場合を想定して早い段階から検討したい、との事務局からの提案です。

審議会でのご発言も含め、本審委員のご意見を事務局で集約して案を作成し、本審委員の検討を経て、できれば答申日に決議するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

七つ目、労働団体からの要請のうち、最低賃金に関するものを次回の第3回審議会に資料として提出するということです。

八つ目、審議会の申し合わせ事項についての確認になります。

内容は、2点あります。

1点目が、特定最賃専門部会で全会一致となった場合、本審を開催せずに審議会の決議として答申できる、という内容です。

先ほどの説明のとおり、専門部会の後に、本審を開催することが決まっている場合は、本審で答申を行うことになります。

2点目が、特定最賃改正の必要性審議を合同専門部会で行い、審議の効率化を図るということです。

今回の造作材については、合同専門部会で審議する他の特定最賃とは状況が異なり、必要性審議に十分な時間を確保できるよう、別の日に専門部会を開催するという整理になるかと思えます。

申し合わせ事項として、効率的に審議を行う、審議漏れをなくすというものです。また、申し出の部分等の修正が必要ということです。事務局は修正したものを次回の審議の資料として添付をお願いします。申し合わせ事項についてご確認いただけますでしょうか。

何かご意見ございますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。では今回、この申し合わせ事項について確認させていただきました。以上、あり方検での報告について確認させていただきました。

続きまして議題4に進みます。事務局は説明をお願いします。

事務局（室長）

今後の審議日程になります。

資料は、あり方検の議事要旨の次、審議日程の表を参考にしてください。ページは51になります。

表に審議会の開催日時、場所が掲載されております。本審の委員は左の欄、県最賃専門部会の委員は真ん中の欄をご確認ください。

次回ですが、8月3日午前9時半から第3回本審、その後、午前11時メドで第1回専門部会、8月4日午前9時から第2回専門部会、8月7日午後1時から第3回専門部会、その後、午後3時メドで第4回本審を開催します。予備日は後で説明します。

8月7日で結審しますと、8月23日午前9時半から合同専門部会、その後、午前11時メドで第5回本審を開催します。また、☆の部分、造作材の必要性審議を8月23日までに開催する予定です。

次に、予備日にずれた場合です。

8月10日午前9時から専門部会、その後、午前11時メドで本審となります。予備日を使う場合、8月23日の合同専門部会と本審が、8月28日にずれます。時間は同じです。委員の皆様は予備日を含めた日程確保をお願いします。

今後の審議日程は以上となります。

段野会長

ただ今の説明について、質問やご意見はございませんか。

(意見なし)

本日の審議項目は以上になります。他にご意見等ございますか。

(意見なし)

それでは、これをもちまして本日の審議会は終了といたします。

(閉会)